証券コード 4547 2023年6月1日 (電子提供措置の開始日 2023年5月29日)

株 主 各 位

長野県松本市芳野19番48号 **キッセイ薬品工業株式会社** 代表取締役会長 神 澤 陸 雄

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第78期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

◆当社ウェブサイト

https://www.kissei.co.jp/investor/stock/meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「キッセイ薬品工業」又は「コード」に当社証券コード「4547」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

◆東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



また、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

本招集ご通知4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年6月21日(水曜日)午後5時20分までに議決権をご行使ください。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2023年6月21日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送ください。

敬具

1. 日 時 2023年6月22日 (木曜日) 午前10時

2. 場 所 長野県松本市芳野19番48号 当社本社会議室 (大島の株本祭会会場で第4回をご会図とださい)

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3.目的事項報告事項

- 1. 第78期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査 結果報告の件
- 2. 第78期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 役員賞与支給の件

以上

《感染症への対応について》

- ・感染症防止のため、本総会へご出席の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめの 上、マスク着用などの感染防止策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげま す。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、又は、妊娠中 の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申しあげます。
- ・株主総会に参加する運営スタッフ等は、体調を確認の上、マスクを着用して対応させていただ きます。
- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kissei.co.jp/)より、発信情報をご確認いただきますよう、併せてお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使いただきますよう お願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同 封の議決権行使書用紙を会場受付へ ご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月22日 (木曜日) 午前10時



インターネットで議決権を ご行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の替否 をご入力ください。

行使期限

2023年6月21日 (水曜日) 午後5時20分入力完了分まで



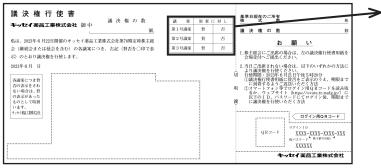
書面(郵送)で議決権を ご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の 賛否をご表示の上、ご返送ください。 議決権行使書面において、議案に賛否 の表示がない場合は、賛成の意思表示 をされたものとして取扱わせていただ きます。

行使期限

2023年6月21日 (水曜日) 午後5時20分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



≫こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号及び第3号議案

- ・ 賛成の場合
- ≫ 「賛 | の欄に○印
- ・ 反対する場合
- [否]
 - の欄に〇臼

インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたしま す。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



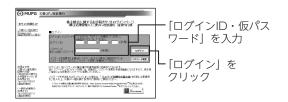
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



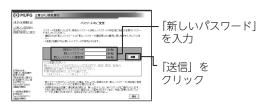
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリック



3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコン、スマートフォン等の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、将来にわたる経営基盤の確保に留意しながら安定的な配当を継続することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における1株当たり配当金は中間配当金40円と合わせて80円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき、金40円といたしたいと存じます。 その配当総額は1.844.622.680円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2023年6月23日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項該当事項はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役中川寛道氏は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しており、また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位	所有する当社
(生年月日)	(重 要 な 兼 職 の 状 況)	の株式の数
なか がわ かん どう 中 川 寛 道 (1949年6月13日生) 社外 独立	1976年 4 月 弁護士登録 1987年 4 月 中川寛道法律事務所所長 2011年 6 月 当社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 中川寛道法律事務所弁護士	3,000株

【社外監査役候補者とした理由】

同氏は弁護士の資格を有しており、その法律知識や経験から監査を遂行することができるとの判断から、社 外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務 を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1. 同氏と、当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容
 - ①同氏は、社外監査役候補者であります。
 - ②同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結のときをもって12年であります。
 - 3. 同氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は当社定款第39条及び会社法第427条第1項の規定により同氏との間で、法令に定める要件に該当する場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。同氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 5. 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時の当社取締役8名(社外取締役を除く。)に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額9,550,000円を支給いたしたいと存じます。

対象取締役の賞与につきましては、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

事業報告

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍の影響に加え、長期化の様相を呈すウクライナ情勢によって世界経済が混沌とする中、先行き不透明な状況で推移しました。

医薬品業界におきましては、薬価制度改革をはじめとする医療費抑制策の一環として、一昨年4月の薬価の中間年改定に続き、昨年4月にも薬価改定が実施され、新薬創出・適応外薬解消等促進加算の加算要件が拡充されるものの、後発品への置換え率に基づく長期収載医薬品の薬価引下げがより厳格化されるなど、引き続き厳しい経営環境のもとに推移しております。また、情報サービス業界におきまして旺盛なICT需要が継続する一方、建設請負業界、物品販売業界におきましては設備投資意欲に持ち直しの動きが見られるものの、円安の影響により足元の個人消費が押し下げられるなど、依然として厳しい競争環境下にありました。

このような情勢の中で、当連結会計年度の売上高は674億9千3百万円(前連結会計年度 比3.2%増)、営業損失は11億2千9百万円、経常利益は5億9千8百万円(前連結会計年 度比6.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は105億2千8百万円(前連結会計年度比 18.5%減)となりました。

セグメントごとの業績につきましては、医薬品事業の売上高は、562億4千3百万円(前連結会計年度比3.9%増)となりました。当社は、昨年5月にEAファーマ株式会社と共同開発を行いました潰瘍性大腸炎治療薬「カログラ錠」を、昨年6月に顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症治療薬「タブネオスカプセル」を、そして本年4月に慢性特発性血小板減少性紫斑病治療薬「タバリス錠」を、それぞれ新発売いたしました。コロナ禍の中、従来からのリアル面談と各種デジタルツールを効果的に活用したハイブリッド型の医薬情報活動を推進いたしましたことなどにより、これら新製品の市場導入を計画どおりに進め、また、過活動膀胱治療薬「ベオーバ錠」、腎性貧血治療薬「ダルベポエチン アルファBS注JCR」などの売上、並びにコ・プロモーションフィーが伸長しました。さらに、技術料売上、輸出売上なども増加し、増収となりました。

情報サービス事業の売上高は82億8千5百万円(前連結会計年度比7.0%増)、建設請負事業の売上高は23億4千3百万円(前連結会計年度比20.5%減)、物品販売事業の売上高は6億2千1百万円(前連結会計年度比14.3%増)となりました。

利益面では、増収に加え、売上原価率が若干改善しましたものの、販売費を主とした販売 費及び一般管理費の増加を吸収することができず、営業損失となりました。経常利益は増益 となりました一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の計上があり ましたものの、減益となりました。

研究開発の状況では、丸石製薬株式会社と共同開発を行っております透析患者におけるそう痒症治療薬ジフェリケファリン (一般名、開発番号:MR13A9) につきましては、同社より昨年9月に承認申請が行われました。

当社の創製品であります、子宮筋腫・子宮内膜症治療薬リンザゴリクス (一般名、開発番号: KLH-2109) につきましては、子宮筋腫を適応症として国内第Ⅲ相臨床試験を実施しております。

海外におきましては、当社がオブシーバ社(スイス)との間で締結したリンザゴリクスの日本などアジアの一部を除く全世界における独占的な開発権及び販売権を許諾したライセンス契約は、昨年11月末日にて終結しました。なお、同契約に従い、終結と同時に当社に自動承継された、オブシーバ社とセラメックス社(英国)間の本剤の北米、アジア以外における商業化に関するサブライセンス契約は、最新の状況に即した諸条件の見直しが終了し、本年4月に更改されました。現在、2023年度中の欧州における本剤の発売に向け、セラメックス社による市場導入準備が進められています。

また、本剤の米国における開発は、自社では行わず、他社との提携について検討してまいります。なお、子宮筋腫を適応症とする本剤の新薬承認申請(NDA)はオブシーバ社により、昨年8月に取り下げられています。

リンザゴリクスのアジア地域における技術導出につきましては、一昨年9月に中国においてバイオジェニュイン社(中国)に独占的な開発権及び販売権を許諾したことに続き、昨年11月、シンモサバイオファーマ社(台湾)に台湾における独占的権利を許諾しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、21億8千7百万円でありました。その主なものは、情報サービス事業に係る事業用資産の購入であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延、国際情勢の変化、気候変動、そして原材料やエネルギー価格、物流費の高騰等により、世界経済の見通しは、一層の不透明感を増しております。このような状況下で、製薬産業を取り巻く環境は、構造的変革の渦中にあり、製薬企業には、希少疾病や新興感染症、治療薬のない難治性疾患の治療や、生活の質(Quality of life)の向上におけるイノベーションが求められております。一方、新薬の研究開発は高度化、困難化し、大きな投資を必要としており、研究開発リスクはますます増大しております。世界経済の先行きが極めて不透明な中、我が国においては、人口の少子高齢化に対応した社会保障制度の再構築が進められ、医療においては国民皆保険制度を維持するため、毎年の薬価改定をはじめとした薬価制度改革などの薬剤費抑制策が実施されております。

激変する経営環境において、当社が将来にわたって社会的使命を果たし、安定的に成長していくための第一義的課題は、医療ニーズに応じた特徴ある新薬を継続的に上市していくこと、相次ぐ医薬品の回収、供給停止が行われる中で、高品質な製商品を安定して供給できる体制を維持すること、そして、適切な情報提供活動により必要な患者さんに適正に処方される販売体制を構築することにあります。当社は、創薬研究開発型企業としての持続的成長を成し遂げるため、2020年4月より中期5ヵ年経営計画「PEGASUS」をスタートさせ、以下の4つの課題に取り組んでおります。

①国内売上の拡大

新製品群の育成、製商品導入による製品ラインナップの更なる拡充、臨床開発後期ステージの開発プロジェクトの推進と、希少疾病領域における情報提供・販売体制の構築による円滑な市場導入を進め、国内医療用医薬品事業の売上を拡大します。また、ヘルスケア食品事業においては、高品質な製品を提供することによって収益を拡大します。

②海外収益基盤の強化

既存製品の海外収益を確保することに加え、リンザゴリクスによって新たな海外収益を 獲得します。さらに、ライセンスアウトによる新たな海外収益基盤の構築を進めます。

③開発パイプラインの拡充

低分子にフォーカスした創薬研究を推進するとともに、領域戦略に合致したライセンスインにより、将来の安定成長を支える研究開発パイプラインを構築します。

④経営環境の変化に対応する経営基盤の強化

法令及びコンプライアンスを遵守し、高品質な製商品の安定供給と生産性の向上に努めます。また、ステークホルダーとの良好な関係を維持するとともに、ガバナンス体制の更なる強化を図り、ESG/SDGs経営を推進します。

(5) 財産及び損益の状況

	斯	別	第 75 期	第 76 期	第 77 期	第 78 期
区	分		(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から (2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)
売	上	驯	63,234百万円	69,044百万円	65,381百万円	67,493百万円
経	常利	益	2,429百万円	3,476百万円	562百万円	598百万円
	会社株主に る 当 期 純 :		2,817百万円	5,285百万円	12,921百万円	10,528百万円
1株	当たり当期紅	·利益	60円31銭	113円25銭	280円20銭	228円31銭
純	資	産	192,970百万円	219,953百万円	202,180百万円	194,814百万円
総	資	産	231,794百万円	268,861百万円	238,087百万円	221,200百万円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 当社の出資比率	主要な事業内容
キッセイ商事株式会社	50百万円 100.0%	資材の仕入・販売
キッセイコムテック株式会社	334百万円 83.0%	システム開発、情報処理
ハシバテクノス株式会社	45百万円 100.0%	建設請負、施設・設備管理

(7) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当グループは、医療用医薬品の製造販売を主な事業内容とし、さらに関連する資材の仕入・販売、システム開発、情報処理、建設請負、施設・設備管理、情報収集・開発支援及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

		本社		長野県松本市	
		東京本社		東京都中央区	
		東京本社	(小石川)	東京都文京区	
		支店 (10ヵ所	、支店の下に42営業所)	札幌市、仙台市、さいたま市、 東京都文京区、横浜市、松本市、 名古屋市、大阪市、広島市、 福岡市	
 当 社	 キッセイ薬品工業株式会社	工場	松本工場	長野県松本市	
		上物	塩尻工場	長野県塩尻市	
			中央研究所	長野県安曇野市	
		研究所	第二研究所		
			製剤研究所		
			上越化学研究所	新潟県上越市	
		ヘルスケ	ア事業センター	長野県塩尻市	
	キッセイ商事株式会社	本社		長野県松本市	
	イグで「同事体以去社	製麺工場	+	長野県塩尻市	
子会社	キッセイコムテック株式会社	本社		長野県松本市	
	インビーコムノグク体以去社	東京事業	所	東京都豊島区	
	ハシバテクノス株式会社	本社		長野県松本市	

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
	1,795名(198名)		95名(198名)	33名減(16名増)

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - ②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,359名(135名)	40名減(13名増)	43.3歳	18.8年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

	借 入 先				借	入	額				
株	式	会	社	八	+	=	銀	行			720百万円
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行			570百万円
株	式	会	社		長	野	銀	行			190百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 227,000,000株

(2) 発行済株式の総数 51,811,185株

(3) 株主数 4,326名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,988千株	8.6%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,569千株	5.6%
株式会社八十二銀行	2,300千株	5.0%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,240千株	4.9%
有限会社カンザワ	1,678千株	3.6%
神 澤 陸 雄	1,542千株	3.3%
キッセイグループ従業員持株会	1,327千株	2.9%
鍋 林 株 式 会 社	1,222千株	2.7%
株式会社長野銀行	1,126千株	2.4%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,107千株	2.4%

⁽注) 当社は自己株式を5,695,618株保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。 なお、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	神澤陸雄		公益財団法人神澤医学研究振興財団理事長
代表取締役社長	竹花泰雄		
取締役副社長	福島敬二		
専務取締役	高 山 哲		
常務取締役	北原孝秀	財務管理部長	
取締役相談役	降りりを開いる。		
取 締 役	野明浩史	医薬営業本部長	
取 締 役	宮澤敬治	研究本部長	
取 締 役	清水重孝		
取 締 役	野村稔		野村ユニソン株式会社代表取締役会長
取 締 役	内川小百合		学校法人秋桜会理事長・丸の内ビジネス専門学校校長 株式会社長野銀行社外取締役
取 締 役	大月良則		株式会社国際社会健全育成学会専務
常勤監査役	伊佐治 正 幸		
常勤監査役	菊池伸次		
監 査 役	中川寛道		中川寛道法律事務所弁護士
上 監 査 役	岩渕道男		岩渕道男公認会計士事務所公認会計士・税理士 株式会社竹内製作所社外取締役監査等委員 株式会社R&Cホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏、取締役内川小百合氏及び取締役大月良則氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏は、社外監査役であります。
 - 3. 2022年6月23日開催の第77期定時株主総会終結のときをもって、取締役副社長佐藤公衛氏、取締役相談役両角正樹氏、取締役松下英一氏、取締役相良純徳氏は任期満了により退任し、取締役菊池伸次氏は任期満了により退任し、新たに監査役に就任いたしました。
 - 4. 監査役米窪眞人氏は、2022年6月23日開催の第77期定時株主総会終結のときをもって、辞任により退任いたしました。
 - 5. 監査役岩渕道男氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 6. 当社は取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏、取締役内川小百合氏及び取締役大月良則氏並びに監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7. 当社では執行役員制度を導入しております。当期末における執行役員は、次のとおりであります。

上席執行役員 清野 雄治 開発本部長

上席執行役員 斎藤 洋生 医薬営業本部東京支店長

上席執行役員 保積 克司 医薬営業本部関西支店長

上席執行役員 金子 薫 信頼性保証本部長

執 行 役 員 駒村 孝幸 経営企画部長

執 行 役 員 永沼 剛 生産本部長

執 行 役 員 三島 康正 ヘルスケア事業部長

執 行 役 員 桐澤 康彦 法務部長

執 行 役 員 内田 雅彦 システム企画部長

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社の全ての取締役及び監査役

- ②保険契約の内容の概要
 - 1. 被保険者の実質的な保険料等負担割合 保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - 2. 填補の対象となる保険事故の概要及び被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を 受けることによって生ずることのある実害について填補します。ただし、法令違反の行 為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事中があります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容及び決定方法 当社の取締役の報酬等は、基本報酬と賞与で構成しており、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、以下のとおりです。

取締役の基本報酬は、職位(役位)に取締役としての経験等を加味した額をもって設定 しております。設定に際し、職位(役位)間における報酬額のバランスや会社業績等も考 慮しております。 取締役の賞与は、当期の会社業績等を勘案した上で、毎年の定時株主総会に議案として 提案し、ご承認いただいております。なお、取締役の個人別の支給額については、職位 (役位) 間における報酬額のバランスを考慮しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、取締役会が決定権限を有しております。社外取締役、代表取締役会長(CEO)及び代表取締役社長(COO)で構成する「指名・報酬審議委員会」は、上記方針と報酬等の額との整合性を含めた総合的な検討及び審議を経て、取締役の個人別の報酬等の額を取締役会に答申しております。取締役会は基本的にその答申を尊重して取締役の個人別の報酬等の額を決定していることから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取 締 役 (うち、社外取締役)	313百万円 (21百万円)	17名 (4名)
監 査 役 (うち、社外監査役)	40百万円 (9百万円)	5名 (2名)
合 計	353百万円	22名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬(役員賞与含む。)のみとしております。
 - 3. 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第63期定時株主総会において月額50百万円以内 (ただし使用人分給与は含まない。) とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締 役の員数は14名です。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額8百万円以内とご 決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
 - 5. 支給人員及び支給額には、以下のものも含まれております。
 - ・2023年6月22日開催の第78期定時株主総会において提案いたします役員賞与取締役 8名 9百万円(うち、社外取締役 0名 百万円)

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役野村稔氏は、野村ユニソン株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間 には特別の関係はありません。
- ・取締役内川小百合氏は、株式会社長野銀行の社外取締役であります。当社と同行との間に は取引関係がありますが、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、当 社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役大月良則氏は、株式会社国際社会健全育成学会の専務であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中川寛道氏は、中川寛道法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩渕道男氏は、岩渕道男公認会計士事務所の代表、株式会社竹内製作所の社外取締役監査等委員、株式会社R&Cホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 並 び に 発 言 状 況 及 び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	清水重孝	当事業年度に開催の取締役会15回の全てに出席し、金融機関での財務会計に関する豊富な知識と会社経営者としての経験と知見に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っております。
取締役	野村稔	当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、会社経営者としての企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っております。
取締役	内川小百合	当事業年度に開催の取締役会15回の全てに出席し、学校法人経営者としての組織開発及び人材育成に関する豊富な知識と教育業界での経験に基づき、当社の経営に関し多様な価値観及び客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っております。
取締役	大月良則	当事業年度の就任後に開催の取締役会12回の全てに出席し、地方行政での福祉・医療・経済・国際交流に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っております。
監 査 役	中川寛道	当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての法律全般に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っております。また、当事業年度に開催の監査役会15回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	岩渕道男	当事業年度に開催の取締役会15回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての財務会計に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っております。また、当事業年度に開催の監査役会15回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役4名、社外監査役2名との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2)報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		52百万	5円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		52百万	5円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等 の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った結果、適正な監査を実施するために本監査報酬が妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「キッセイ薬品内部統制基本方針」について以下のとおり決定しております。

キッセイ薬品工業株式会社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する/会社構成員を通じて社会に奉仕する」という経営理念の下、役員及び従業員が総力を挙げて企業価値を向上させ永続的発展を目指すとともに、社会的責任を果たすことをここに宣言する。本基本方針は、会社法に従い、当社の内部統制システムの体制整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものである。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、企業倫理・法令遵守を、あらゆる企業活動の前提とする ことを徹底する。又、取締役会は、コンプライアンス推進部門責任者をして、コンプラ イアンス推進を統括せしめると共に、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員 会を設置する。尚、コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス推進部門の 長とする。
- ②取締役会は、取締役、監査役並びに従業員がコンプライアンス上の問題を発見したときの報告及び迅速かつ適切な情報の収集、確保を行い適切な対応がとれる様、内部通報者保護法に従い、法務部門責任者をして、通報・相談制度を構築し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、直ちに取締役会、監査役に報告されるよう体制の整備を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会は、当社の取締役及び部門責任者の職務執行に係る情報の保存及び管理を適切に行う体制を整備する。又、法務部門責任者をして、文書管理規程を運用せしめ、これにより、必要な文書(磁気的記録その他の記憶媒体を含むものとする。)を関連資料その他情報と共に、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ②文書管理規程に定める文書について、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に 遅滞なくその閲覧に供する。
- ③文書管理規程の制定及び改定をするときは、事前に監査役会の意見を求め、取締役会の承認決議を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理規程その他の必要な社内規程を定め、業務執行に係るリスクの 把握と管理を行う体制を整備する。
- ②リスクの適切な抽出、評価及び対応を期すことを目的として、会社のリスク及び危機管理を経営計画に対する個別のリスク、法的リスク及び危機管理、その他の危機管理の3つの領域に分けて適切な部門に管掌させる。又、当社は、取締役会の諮問機関として、これら3部門の部門責任者を含むメンバーからなるリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理体制整備の進捗状況を監視すると共に、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の妥当性に関する検証を行う。尚、リスク管理委員会の委員長は、取締役社長が任命する。
- ③各部門責任者は、リスク管理規程に従い、予め具体的なリスクを想定・分離し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達とその対応体制を整備すると共に、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成を行う。又、新たに発生したリスクについては、同規程に従い遅滞なくリスク管理委員会に報告し、適切に対処する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社における一定基準以上の全ての事業は、その計画及び実施の段階において、取締役会又は関係する取締役及び部門責任者その他の機関により、定期的或いは随時に適正かつ十分な科学的根拠により検証され、必要な修正がなされなければならない。
- ②取締役の職務執行の効率性を高めるために、連携と牽制を意図して社内組織を構築し、 社内規程の定めに基づく明確な業務分掌、職務権限及び意思決定ルールを設け、適正か つ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ③取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な計画を策定し、各事業年度の半期毎に各部署が実施すべき合理的かつ具体的な目標並びに効率的な達成方法を定める。又、効率化を阻害する要因を排除するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

(5)企業集団における業務の適正を確保する体制

- ①キッセイグループ行動憲章を定め、これに則り、グループ企業の取締役及び従業員が一体となって遵法経営を行う。
- ②当社は、取締役会において関係会社管理規程等を整備し、一定の事項について各グループ企業の取締役会決議前に当社関連企業管理部門に承認を求め又は、報告することを義務づけ、必要に応じ当社取締役会の事前の承認決議を得るものとする。又、当社における管理領域毎に、効率性向上のための施策を検討・実施する。
- ③グループ全体の通報・相談制度を設け、法令違反及び社内規則違反等に関する情報の収集、確保に努め、グループ各社における自浄機能により、未然に適切な対応がとれるようグループ全体の導法経営体制を整備する。
- ④グループ企業は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスク・マネジメントを行い、 当社は、グループ企業のリスク・マネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な施 策を実施する。
- ⑤グループ企業の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ企業の業務分 掌、職務権限及び意思決定に関する明確な手続きを整備する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①財務報告に係る内部統制構築·評価の基本方針を定め、適切に運用することにより、グループ全体の財務報告の信頼性を確保する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人にかかる体制とその独立性に関する事項

- ①監査役は、職務を補助すべき使用人が必要な場合、速やかに取締役社長と協議の上、補助者として内部監査部門の従業員を使用することができる。
- ②監査役より、監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関する限り取締役、内部監査部門の長らの指揮命令を受けない。
- ③補助者に任命された従業員の人事異動、人事考課、懲戒処分は、その内容につき、監査 役会の事前の承認を得なければならない。

(8) 当社の取締役及び使用人並びにグループ企業の取締役、監査役及び使用人による監査役 又は監査役会に対する報告のための体制、その他監査役監査の実効性確保のための体制

- ①当社並びにグループ企業の取締役会は、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議の上 定め、当社取締役、部門責任者又は、グループ企業の取締役等が報告をする。
- ②監査役会に対して、代表取締役と定期的に意見交換を行う機会を与えるほか、その要望に応じ、取締役及び従業員に対するヒヤリングを実施する機会を与える。
- ③監査役会に対して、独自に弁護士及び公認会計士を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- ④監査役又は監査役会へ報告を行った当社及び、グループ企業の取締役・従業員に対し、 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ⑤監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に 従い速やかに行う。

(9) 反社会的勢力及び腐敗行為を排除するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための 社内体制を整備する。
- ②腐敗行為禁止基本方針に則り、誠実・清廉な企業文化の陶冶に努め、法令・社会規範を 遵守し、且つ、公正な取引と健全な競争を事業の基本として、贈賄を含む、如何なる腐 敗行為を事業活動から排除する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般に関する事項

- ①当社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する/会社構成員を通じて社会に奉仕する」を 経営理念として、当社の企業活動の基本を定めた「キッセイ薬品行動憲章」、さらには 「キッセイ薬品内部統制基本方針」を制定し、全社員に周知徹底しております。
- ②最高執行責任者 (COO) 直轄の監査室が「内部監査規程」に則り、年度毎に作成する監査計画に基づき、各部門の業務活動の有効性・効率性及びコンプライアンス等の観点から内部監査を実施しております。
- ③財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法に基づき内部統制の整備状況 及び運用状況の有効性を評価しております。

(2) コンプライアンス体制に関する事項

- ①取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置するとともに「コンプライアンス・プログラム」を展開し、コンプライアンス推進の適正化を図りました。なお、当社グループのコンプライアンス推進状況につきましては、2023年2月開催の取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②各部門においてコンプライアンス推進責任者及び推進担当者を任命し、所轄部署のプログラムの推進、並びに所属員に対する啓発及び教育を実施しました。
- ③CSR推進室主導の下、「経営会議」をはじめとする各種会議体において、教育・研修を行い、コンプライアンスの啓発を推進しました。また、啓発の一環として、2022年8月にコンプライアンス状況の把握を目的に全社員を対象としたアンケートを実施しました。

(3) 情報の保存及び管理に関する事項

- ①取締役の職務執行に関する文書の取扱いにつきましては、文書総括管理責任者(法務部門責任者)の下、「文書管理規程」に基づき必要な文書を適切かつ検索性の高い状態で保存・管理しました。なお、当社グループの文書管理状況につきましては、2023年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門において文書管理責任者及び文書管理担当者を任命し、所轄部署の文書管理を行いました。

(4) リスク管理体制に関する事項

- ①取締役会の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置の上、当社グループにおいて発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備し、その進捗状況を監視しました。なお、当社グループのリスク管理状況につきましては、2023年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門においてリスク管理責任者及びリスク管理担当者を任命し、所轄部署のリスク管理を行いました。

(5) 取締役の効率的な職務執行に関する事項

- ①当社における取締役会は、経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定する機関であるとともに、業務の執行状況を監督する機関であると位置付け、常に活発な議論を尽くし、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上に努めております。なお、当事業年度において、取締役会は計15回開催されました。
- ②取締役会から委ねられた業務の執行に当たっては、経営体制をより強固なものとするとともに、機動力を高め経営力の一層の強化を図ることを目的に、最高経営責任者である代表取締役会長(CEO)が経営全般を統括し、最高執行責任者である代表取締役社長(COO)が事業全般の執行責任を担う体制としております。
- ③中期経営計画「PEGASUS」(2020年4月~2025年3月)及び年度経営計画(2022年4月~2023年3月)に基づき、進捗管理並びに業績管理を行いました。

(6) グループ企業に関する事項

- ①「関係会社管理規程」に基づき、グループ企業がその自主性を発揮し、事業の遂行と安定成長するための指導・管理を行いました。なお、グループ各社の内部統制の整備・運用状況につきましては、2023年1月開催の各社取締役会及び同年2月開催の当社取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②「経営会議」においてグループ各社の代表取締役社長及び役付取締役の出席を求め、当社グループの経営情報や業務活動内容の共有化を図りました。

(7) 監査役の実効的な監査に関する事項

- ①監査役は、取締役会に出席する(グループ企業も同様)とともに、「経営会議」「業務執行会議」をはじめとする社内の重要な会議体へ出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けました。
- ②監査役は、代表取締役会長及び代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行うなどの連携を図ったほか、「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」などの会議体に出席し運用体制の把握と進捗管理を行いました。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	100,641	流 動 負 債	14,957
現金及び預金	25,893	支払手形及び買掛金	4,617
受 取 手 形	173	短 期 借 入 金	1,490
売 掛 金	21,910	未払法人税等	408
契 約 資 産	696	賞 与 引 当 金	1,670
有 価 証 券	23,706	役員賞与引当金	9
商品及び製品	12,679	販売費引当金	149
大 掛 品	129	契 約 負 債	1,846
原材料及び貯蔵品	9,990	その他	4,764
そ の 他	5,461	固定負債	11,428
固定資産	120,558	繰延税金負債	10,426
有形固定資産	24,579	役員退職慰労引当金	192
建物及び構築物	8,177	資産除去債務	139
土 地	13,615	そ の 他	669
建設仮勘定	27	負債合計	26,385
その他	2,758	(純資産の部)	161 046
無形固定資産	1,507	株主資本	161,246
投資その他の資産	94,472	資本金	24,356
投資有価証券	74,769	資本剰余金	24,226
長期貸付金	5	利益剰余金	125,576
退職給付に係る資産	3,089	自己株式	△12,912
操延税金資産	433	その他の包括利益累計額	32,653
長期前払費用	15,209	その他有価証券評価差額金	30,393
その他	983	退職給付に係る調整累計額 非 支 配 株 主 持 分	2,259 914
算 倒 引 当 金	△18		194,814
資産合計	221,200		221,200
및 庄 □ 리	221,200	只 俱 代 月 庄 口 引	221,200

連結損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

	科			金	額
売	上	高			67,493
売	上	原 価			35,118
売	上	総利	益		32,374
販 売	費及び一	般管理費			33,503
営	業	損	失		1,129
営	業外	収益			
受	取利息	及 び 配 当	金	1,402	
有	価 証	券 売 却	益	50	
有	価 証	券 評 価	益	65	
為	替	差	益	186	
そ		\mathcal{O}	他	131	1,837
営	業外	費用			
支	払	利	息	20	
そ		\mathcal{O}	他	89	109
経	常	利	益		598
特	別	利 益			
固	定資	産 売 却	益	67	
投	資 有 価	証券売却	益	13,018	13,086
特	別	損失			
固	定資	産 処 分	損	4	
投	資 有 価	証券売却	損	0	4
	金等調整	前当期純利	益		13,680
	人 税、 住 民		税	2,113	
法	人 税	等調整	額	932	3,046
当	期	純 利	益		10,634
非支					105
親会	社株主に帰	属 す る 当 期 純 利	益		10,528

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	24,356	24,226	118,183	△12,912	153,854
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	_	_	△3,135	_	△3,135
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	10,528	_	10,528
自己株式の取得	_	_	_	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	-	_
当期変動額合計	_	_	7,392	△0	7,392
当 期 末 残 高	24,356	24,226	125,576	△12,912	161,246

	その1	也の包括利益界	表計額			
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	非支配株主持分	純 資 産 合 計	
当 期 首 残 高	45,095	2,435	47,531	794	202,180	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	_	_	_	_	△3,135	
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	_	_	10,528	
自己株式の取得	_	_	_	_	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△14,702	△176	△14,878	120	△14,757	
当期変動額合計	△14,702	△176	△14,878	120	△7,365	
当 期 末 残 高	30,393	2,259	32,653	914	194,814	

連結注記表

- 1. 継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。
- 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結子会社の状況

・連結子会社の数 3社

・連結子会社の名称キッセイ商事株式会社

キッセイコムテック株式会社 ハシバテクノス株式会社

②非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称 KISSEI AMERICA, INC.

株式会社プロス

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損

益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の 適用から除外しております。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法によっております。

口. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ハ. 特定金銭信託

時価法によっております。

二. 棚卸資産

主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ②重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社は主として定額法によっております。連結子会社は主として定率法によっております。ただし、連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年~50年

口. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、 社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によってお ります。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

二. 長期前払費用 均等償却によっております。

③重要な引当金の計上基準

八. 役員賞与引当金

イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率

により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき

計上しております。

二. 販売費引当金 連結会計年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費

用の支出に備えて、当連結会計年度中の経費実績率により算出した金額を計上しております。

を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金 連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく

当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

- ②退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部における その他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③重要な収益及び費用の計上基準

当グループの顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

イ. 製商品の販売等

当グループは、医薬品事業において医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売、情報サービス事業において情報関連機器等の販売及び貸出、物品販売事業において麺類等の販売をしております。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

医薬品事業における製商品の販売から生ずる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しております。

物品販売事業における製商品の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

ロ. 技術導出における技術料収入

当グループは、医薬品事業において技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって生ずる契約一時金、マイルストン、ロイヤルティ等を収益として計上しております。 技術導出契約については、履行義務が一時点で充足される場合にはその時点で収益を認識しております。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

ハ. 工事契約等

当グループは、情報サービス事業においてシステム開発の請負契約及び保守契約、建設請負事業において建築・土木請負工事契約を締結しております。これらの工事契約等については、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、進捗度の合理的な見積りができない工事契約等については、原価回収基準を適用しております。また、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

- 4. 会計上の見積りに関する注記
- (1) 重要な会計上の見積り

医薬品事業セグメントに係る固定資産の減損 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

①連結貸借対照表

有形固定資産24,579百万円無形固定資産1,507百万円投資その他の資産94,472百万円

②医薬品事業セグメント (キッセイ薬品工業株式会社)

有形固定資産22,278百万円無形固定資産1,472百万円投資その他の資産90,370百万円

当社は、事業用資産について事業セグメントを1つの資産グループとしております。減損の兆候がある資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

当連結会計年度において営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることから減損の兆候があると 判定しております。減損損失の認識の判定にあたり、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積もった結果、その総額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算出方法

割引前将来キャッシュ・フローの総額は資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローの見積りによって算定しております。継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された年度経営計画とその後の期間の薬価改定率や販売数量、発生費用の予測に基づいて行っております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率及び主要製品の販売数量であります。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積もっております。主要製品の販売数量は、過去の販売実績、市場規模及びシェアの予測を勘案して見積もっております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

将来の市場環境の変化等により当連結会計年度の見積りに使用した仮定が変化し、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす場合、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

- 5. 連結貸借対照表に関する注記
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 44.206百万円
- (2) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額

建物798百万円土地113百万円

6. 連結損益計算書に関する注記 売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の額

67,493百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当 連 結 会 計 年 度	当 連 結 会 計 年 度	当連結会計年度末
	の 株 式 数 (千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	の 株 式 数 (千株)
普通株式	51,811	_	_	51,811

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当 連 結 会 計 年 度	当 連 結 会 計 年 度	当連結会計年度末
	の 株 式 数 (千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	の 株 式 数 (千株)
普通株式	5,695	0	_	5,695

- (注) 自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ①配当金支払額等

決	議	梯	k±t0	D種類	類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基	準	В	効力発生日
2022年6定時株	月23日主総会	普	通	株	式	1,291	28	2022	2年3月	31⊟	2022年6月24日
2022年1	1月7日 役 会	普	通	株	式	1,844	40	2022	2年9月	30⊟	2022年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,844	利益剰余金	40	2023年3月31日	2023年6月23日

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、有価証券運用規程に則った運用を行い、運用状況について財務管理部長が定期的に取締役会に報告しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの 差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません ((注2)を参照ください。)。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	92,313	92,313	_
資 産 計	92,313	92,313	_

(注1) 有価証券に関する事項

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引金融機関等から提示された価格、投資信託は基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

1) 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

65百万円

2) その他有価証券

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は13,972百万円であり、売却益の合計額は13,018百万円、売却損の合計額は0百万円であります。

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計 上 額	差額
	株式 債券	14,309	56,835	42,526
 連結貸借対照表計上額が	国債・地方債等	_	_	_
理結員信刈照表引工額が 取得原価を超えるもの	社債	300	300	0
	その他	_	_	_
	その他	3,973	4,499	526
	小計	18,583	61,635	43,052
	株式	1,368	1,269	△98
	債券			
連結貸借対照表計上額が	国債・地方債等	_	_	_
取得原価を超えないもの	社債	1,450	1,400	△49
以付示画で <u></u> にたんない。007	その他	_	_	_
	その他	28,313	28,007	△306
	小計	31,132	30,677	△454
合	計	49,715	92,313	42,598

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額		
非 上 場 株 式	5,273		
関係会社株式	889		

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	25,893	_	_	_
受取手形	173	_	_	_
売掛金	21,910	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	_	_	_	_
その他有価証券のうち満期があるもの	23,719	1,732	1,398	426
合 計	71,697	1,732	1,398	426

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融資産

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	58,105	_	_	58,105
社債	1,700	_	_	1,700
その他	23,039	_	_	23,039
資産計	82,846	_	_	82,846

- (注) 1. 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は9,467百万円であります。
 - 2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生ずる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	医薬品	情報サービス	建設請負	物品販売	合計
売上高					
医薬品事業					
医薬品販売	47,077	_	_	_	47,077
ヘルスケア食品販売	3,461	_	_	_	3,461
技術料	1,053	_	_	_	1,053
その他	4,650	_	_	_	4,650
情報サービス事業	_	10,342	_	_	10,342
建設請負事業	_	_	3,275	_	3,275
物品販売事業	_	_	_	824	824
顧客との契約から生ずる収益	56,243	10,342	3,275	824	70,686
外部顧客への売上高	56,243	8,285	2,343	621	67,493
内部売上高又は振替高	_	2,057	932	202	3,192
計	56,243	10,342	3,275	824	70,686

(2) 顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生ずる収益認識を理解するための基礎となる情報は、「2.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項③重要な収益及び費用の計 ト基準 に記載のとおりです。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格についての情報

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、1,846百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に683百万円、1年超から5年以内に969百万円、5年超から10年以内に193百万円の収益を認識することを見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

4.204円64銭

(2) 1株当たり当期純利益

228円31銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 重要な契約の締結

当社は、当社が創製した子宮筋腫・子宮内膜症治療薬リンザゴリクス(一般名)の北米及び日本などのアジアの一部を除く全世界における独占的開発及び販売権を、Theramex(英国、以下、「セラメックス社」という)に許諾する契約を締結いたしました。概要は、以下のとおりであります。

①契約締結の相手会社の名称

Theramex HQ UK Limited (英国)

②契約締結日

2023年4月26日

③契約の内容

リンザゴリクスの北米及び日本などのアジアの一部を除く全世界における独占的開発及び販売権の許諾

④契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

リンザゴリクスは、欧州では2022年6月に子宮筋腫を適応症として販売承認されており、2023年度中の欧州における本剤の発売に向け、セラメックス社による市場導入準備が進められています。当社は、セラメックス社から、契約一時金、販売マイルストンを受領するほか、原薬を供給いたします。

(2) 自己株式の取得及び消却

当社は、2023年5月8日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

①自己株式の取得及び自己株式の消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の充実を 図るため。

②取得に係る事項の内容

・取得する株式の種類 当社普通株式

・取得する株式の総数 2.000.000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.34%)

株式の取得価額の総額 6.000.000.000円 (上限)

・取得期間 2023年5月10日~2024年3月29日・取得方法 東京証券取引所における市場買付

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

③消却に係る事項の内容

・消却する株式の種類 当社普通株式・消却する株式の総数 2,500,000株

(消却前の発行済株式総数に対する割合4.83%)

・消却後の発行済株式総数 49,311,185株・消却予定日 2023年6月12日

(ご参考)

2023年3月31日時点の自己株式の保有状況

・発行済株式総数(自己株式を除く) 46,115,567株・自己株式数 5.695,618株

12. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	93,259	流 動 負 債	11,501
現 金 及 び 預 金	21,355	買掛金	2,874
特定金銭信託	3,834	短期借入金	910
受 取 手 形	2	リ ー ス 債 務	95
売 掛 金	20,445	未 払 金	2,690
有 価 証 券	23,706	未払法人税等	243
商品及び製品	12,635	契 約 負 債	1,049
大	10	賞 与 引 当 金	1,272
原材料及び貯蔵品	9,980	役員賞与引当金	9
そ の 他	1,288	販売費引当金	149
固定資産	114,121	その他	2,206
有形固定資産	22,278	固定負債 リース債務	10,199 217
建物	8,061	リ ー ス 債 務 長 期 未 払 金	350
構築物	245		9,419
機械及び装置	978	退職給付引当金	98
	9	資産除去債務	113
工具、器具及び備品	997	負債合計	21,701
土 地	11,637	(純 資 産 の 部)	·
リース資産	313	株 主 資 本	155,423
建設仮勘定	35	資 本 金	24,356
		資本 剰 余 金	24,247
	1,472	資本準備金	24,247
	1,170	その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	0 119,732
. –	301	利益準備金	940
投資その他の資産	90,370	その他利益剰余金	118,791
投資有価証券	73,531	オープンイノベーション促進税制積立金	830
関係会社株式	859	別途積立金	68,100
長期貸付金	1 1 2 2 2 2	繰越利益剰余金	49,860
長期前払費用	15,203	自 己 株 式	△12,912
敷金及び保証金	246	評価・換算差額等	30,256
その他	543	その他有価証券評価差額金	30,256
貸倒引当金	△15	純 資 産 合 計	185,679
資 産 合 計	207,381	負 債 純 資 産 合 計	207,381

損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科					金	額
売		上		高			56,243
売	上		原	価			27,569
売	上	i	総	利	益		28,674
販売	も 費 及	び — ;	般管理	費			30,881
営		業	損		失		2,207
営	業	外	収	益			
5	更 取 利	息	及び	配当	金	1,397	
1	有 価	証	券 売	却	益	50	
	亩 価	証	券 評	価	益	65	
湯	ā	替	差		益	186	
7	7		\mathcal{O}		他	217	1,916
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	12	
7	7		\mathcal{O}		他	145	157
経		常	損		失		448
特	別	;	利	益			
2	豆 定	資	産 売	却	益	67	
ž	ひ 資 有	面価	証 券	売 却	益	13,018	13,086
特	別	:	損	失			
[2	5 定	資	産 処	分	損	4	
ž	ひ 資 有	面価	証 券	売 却	損	0	4
税	引 前	当	期和		益		12,633
法	人税、	住 民	税及び	ず 事 業	税	1,845	
法	人		等 調	整	額	877	2,722
当	期	i	純	利	益		9,910

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

				株	主		資	7			
		資	本 剰 弁	金金	利 益 剰 余 金						
	資本金		その他資本	の他資本 資本剰余金 4		その他利益剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本	
		資本準備金	剰余金	合 計	利益準備金	オープンイノベーション 促進税制積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合計		合 計
当 期 首 残 高	24,356	24,247	0	24,247	940	830	68,100	43,085	112,957	△12,912	148,648
当 期 変 動 額											
剰余金の配当	_	_	_	_	_	_	_	△3,135	△3,135	_	△3,135
当期純利益	_	_	_	_	_	_	_	9,910	9,910	_	9,910
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	_	_	_	△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	_		_	_	_	_	6,775	6,775	△0	6,774
当 期 末 残 高	24,356	24,247	0	24,247	940	830	68,100	49,860	119,732	△12,912	155,423

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	45,025	45,025	193,674
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	_	_	△3,135
当期純利益	_	_	9,910
自己株式の取得	_	_	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△14,769	△14,769	△14,769
当期変動額合計	△14,769	△14,769	△7,994
当 期 末 残 高	30,256	30,256	185,679

個別注記表

- 1. 継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。
- 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (1) 資産の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 償却原価法によっております。

②子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

③その他有価証券

・市場価格のない株式等 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によ 以外のもの り処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

④特定金銭信託 時価法によっております。

⑤棚卸資産 主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年~50年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用 均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率によ

り、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不

能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上して

おります。

③役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上してお

ります。

④販売費引当金 事業年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費用の支出に

備えて、当事業年度中の経費実績率により算出した金額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産 の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌 事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類と異なっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が 充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

①製商品の販売等

当社は、医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売をしております。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

医薬品事業における製商品の販売から生ずる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しております。

②技術導出における技術料収入

当社は、医薬品事業において技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって 生ずる契約一時金、マイルストン、ロイヤルティ等を収益として計上しております。

技術導出契約については、履行義務が一時点で充足される場合にはその時点で収益を認識しております。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 重要な会計上の見積り

固定資産の減損

当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産22,278百万円無形固定資産1,472百万円投資その他の資産90.370百万円

当社は、事業用資産について事業セグメントを1つの資産グループとしております。減損の兆候がある資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

当事業年度において医薬品事業に係る資産グループについて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることから減損の兆候があると判定しております。減損損失の認識の判定にあたり、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積もった結果、その総額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算出方法

割引前将来キャッシュ・フローの総額は資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローの見積りによって算定しております。継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された年度経営計画とその後の期間の薬価改定率や販売数量、発生費用の予測に基づいて行っております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率及び主要製品の販売数量であります。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積もっております。主要製品の販売数量は、過去の販売実績、市場規模及びシェアの予測を勘案して見積もっております。

③翌年度の計算書類に与える影響

将来の市場環境の変化等により当事業年度の見積りに使用した仮定が変化し、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす場合、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

- 5. 貸借対照表に関する注記
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

42.826百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

①短期金銭債権

0百万円

②短期金銭債務 620百万円

(3) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額

建物798百万円土地113百万円

- 6. 損益計算書に関する注記
- (1) 売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の額 56,243百万円

(2) 関係会社との取引高

- ①売上高
- ②仕入高
- ③営業取引以外の取引高

0百万円 3,241百万円 108百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普 通 株 式	5,695	0	_	5,695

⁽注) 自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

前払研究費等	2,100百万円
棚卸資産	771百万円
有価証券評価損	629百万円
賞与引当金	388百万円
退職給付引当金	200百万円
契約負債	177百万円
減損損失	147百万円
役員退職慰労金	106百万円
未払事業税	87百万円
その他	442百万円
繰延税金資産小計	5,050百万円
評価性引当額	△1,290百万円
繰延税金資産合計	3,760百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	12,787百万円
その他	392百万円
繰延税金負債合計	13,180百万円
繰延税金負債の純額	9,419百万円

- 9. リースにより使用する固定資産に関する注記 該当事項はありません。
- 10. 関連当事者との取引に関する注記 該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報 連結注記表と同一であります。

- 12. 1株当たり情報に関する注記
- (1) 1株当たり純資産額
 4,026円41銭

 (2) 1株当たり当期純利益
 214円92銭
- 13. 重要な後発事象に関する注記
- (1) 重要な契約の締結

当社は、当社が創製した子宮筋腫・子宮内膜症治療薬リンザゴリクス(一般名)の北米及び日本などのアジアの一部を除く全世界における独占的開発及び販売権を、Theramex(英国、以下、「セラメックス社」という)に許諾する契約を締結いたしました。概要は、以下のとおりであります。

①契約締結の相手会社の名称

Theramex HQ UK Limited (英国)

②契約締結日

2023年4月26日

③契約の内容

リンザゴリクスの北米及び日本などのアジアの一部を除く全世界における独占的開発及び販売権の許諾

④契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

リンザゴリクスは、欧州では2022年6月に子宮筋腫を適応症として販売承認されており、2023年度中の欧州における本剤の発売に向け、セラメックス社による市場導入準備が進められています。当社は、セラメックス社から、契約一時金、販売マイルストンを受領するほか、原薬を供給いたします。

(2) 自己株式の取得及び消却

当社は、2023年5月8日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

①自己株式の取得及び自己株式の消却を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の充実を 図るため。

②取得に係る事項の内容

・取得する株式の種類 当社普通株式

・取得する株式の総数 2,000,000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.34%)

・株式の取得価額の総額 6,000,000,000円 (上限)

・取得期間 2023年5月10日~2024年3月29日・取得方法 東京証券取引所における市場買付

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

③消却に係る事項の内容

・消却する株式の種類 当社普通株式・消却する株式の総数 2,500,000株

(消却前の発行済株式総数に対する割合4.83%)

・消却後の発行済株式総数 49,311,185株・消却予定日 2023年6月12日

(ご参考)

2023年3月31日時点の自己株式の保有状況

・発行済株式総数(自己株式を除く) 46,115,567株・自己株式数 5,695,618株

- 14. 連結配当規制適用会社に関する注記 適用はありません。
- 15. その他の注記 該当事項はありません。
- (注) 計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

キッセイ薬品工業株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、キッセイ薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の 財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計 算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個 別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

キッセイ薬品工業株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松 本 事 務 所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉 本 義 浩 指定有限責任社員 公認会計士 冨 田 哲 也 業務執行社員 公認会計士 冨 田 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を 受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明 を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及 び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

キッセイ薬品丁業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊佐治 正 幸 印

常勤監査役 菊 池 伸 次 🗊

社外監査役 中川 寛 道 印

社外監査役 岩 渕 道 男 印

以上

株主総会会場ご案内図

長野県松本市芳野19番48号 当社本社 電 話 0263 (25) 9081 (代表)



交 通: JR篠ノ井線「南松本駅」より徒歩15分JR篠ノ井線「松本駅」より車で15分